

ミツヒロニュース



何をするにも一番良い季節を迎えました。

(株)船井総合研究所の小山政彦社長が、人生で最高の富とは「自分が楽しく満足できる瞬間」と話をされています。

従来は所有することに満足していましたが、今は「モノよりコト」海外旅行のように出来事を楽しむ時代です。人生を楽しみ心豊かに過ごしましょう。

今月のトピックス

- 不況を乗り切る大事なポイントです。「債権処理の実務～法的整理における債権者の税務」
- 残業時間の短縮に向けた改正です～平成 22 年 4 月から労働基準法が強化されます。
- あとがき
ヨガで幸せ探し♪／秋と言えば！の思い出

不況を乗り切る大事なポイントです。

債権処理の実務～法的整理における債権者の税務

昨今の金融危機等の影響により経済情勢が厳しさを増す中、中小企業・非上場企業のみならず上場企業であっても**民事再生法等の法的整理の申立て**を行うことが珍しくなくなりました。

得意先、貸付先等が法的整理手続に入るということは、債権者にとって自己の有する**売掛債権や貸付債権等の全部又は一部が債権カット等により回収不能になる**ことを意味します。債務者に法的整理の事由が生じた場合、会計上は、破産更生債権等としてその貸倒見積高につき、貸倒引当金や貸倒損失を計上しなければなりません（金融商品に関する会計基準 28(3)）。一方**税務上**は、貸倒引当金に関しては、「別段の定め」により**税法独自の繰入限度額**が規定されており、貸倒損失に関しては、法律の規定上は一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算される損失の額が損金の額として認められることとなっていますが、実情は通達によって処理されており、**会計の貸倒れ等の判断と税務の貸倒れ等の判断**に食い違いが出てくることになります。

I. 貸倒損失に係る税務の基本的考え方

金銭債権の評価損は、原則として禁じられています。

これは、**部分貸倒れという考え方・取扱がない**ことを意味しています。

その取扱いに則し、法人税基本通達が定められており、貸倒れは**区分ごとに分けられ**、それぞれの貸倒れに対する**税務処理**は以下の通りです。

1. 法律上の貸倒れ

→法律上債権が消滅した場合は、その消滅した部分について貸倒損失が認められます。

法律上の貸倒とは以下のものが代表例です。

- ・ **会社更生法**・・・ 再生計画の認可決定
- ・ **会社法**・・・ 特別清算に係る協定の認可決定
- ・ **民事再生法**・・・ 再生計画の認可決定

また、上記の状態には至っていなくても、

- ① 利害の異なる債権者の集会や第三者が関与して負債整理（債権の切捨て）の取り決めをした場合の、「**合理的な基準**」による**負債整理**
- ② 債務者の債務超過が相当期間継続し、**弁済不能**のために、**書面で債務免除を通知**した場合
- ③ **子会社等に対する債権放棄**（特別な要件等を満たす場合）などにも認められます。

尚、その貸倒処理を行うタイミングについては、個別に違っていますので、弊社までお問い合わせいただければと思いますが、**回収不能であることが法律的に認められた時点で、法律上の貸倒れと認められ**、以後、そのタイミングで債権の切り捨てを行わなければなりません。（強制となります）

2. 事実上の貸倒れ

事実上の貸倒れの場合は、その名の通り、**法律的には債権が消滅していなくても、経済的な意味での債権の全額が回収不能であることが明らかな場合**の貸倒れとなります。ですから、法律的な貸倒れに比べ、「債務者の資産状況、支払い能力等からみてその**全額が回収出来ない**ことが明らかになった」かどうかの**事実認定は厳格な判定**を要求されます。

その上で、事実上の貸倒れとして認定された場合、その事業年度において貸倒れとして損金経理をすることが可能です。よってその翌事業年度以降において損金経理をすることは、それを理由として認められないことがありますので注意が必要です。

また、事実上の貸倒れについては、担保物が残っている場合には、**担保物を処分した後**でなければ貸倒れが認められません。

3. 形式上の貸倒れ

形式的な貸倒れについては、継続的な取引先に対する売掛債権に限定して認められる特例的な取扱いです。これは、継続的な取引先に対しては担保保全が行われることが少ない実情を考慮しています。

形式上の貸倒れとは以下の場合を言います。（通達より）

- ① 商品の販売、役務の提供等の営業活動によって発生した売掛債権について、取引を停止した時以後1年以上経過した場合
- ② 売掛債権の額が1回に費やす取引費用に満たない場合

上記通達の①は民法の短期消滅時効を考慮したものです。また、通達の趣旨は、**売掛債権が、反復的・継続的に発生する債権**であり、取引の慣行上、担保等によって保全を行うことが通常ないという実情を考慮して、**売掛債権に限って取扱を緩やかにしたもの**と考えられます。

形式上の貸倒れの場合、貸倒れ処理を行う期間は以下①～③のうち、**最も遅い時期から**になります。

- ① 債務者との取引を停止したとき
- ② 最後の弁済期
- ③ 最後の弁済の時

また、2. 事実上の貸倒れと同様、形式上の貸倒れと認定された事業年度に損金経理を行うことが可能であるという条件の下、それ以降の事業年度での損金経理は認められないことがあるため、注意してください。

債務者に法的整理の事由が生じている場合の貸倒損失等の計上については、実質的な貸倒損失の計上等に比べれば、その損金算入の判断等は容易と思われがちですが、**法的整理の場合であってもその税務上の処理は一様ではなく、その法的整理計画等の内容を十分理解し、損金算入のタイミングを見誤る等のトラブルを防いで下さい。**

残業時間の短縮に向けた改正です。 平成22年4月から労働基準法が強化されます。

平成22年4月より、**労働基準法が一部改正**されます。

これは、長時間労働者の割合の高止まり等に対応し、**生活時間を確保しながら働くことが出来るようにする**ため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行うことを目的としています。

主旨は、これまで、時間外労働の割増賃金が**25%**であったものを、改正後は**時間外労働の時間に**応じて**割増金額を変える**というものです。

現在は、従業員に法定外の残業をさせる場合は、**36協定**を締結して、労働基準監督署に届出をしていますが、その締結の際には、原則として下記の通り、左下表の**限度時間**以内に行なければならないとされています。

期間	限度時間
1週間	15時間
2週間	27時間
4週間	43時間
1ヶ月	45時間
2ヶ月	81時間
3ヶ月	120時間
1年	360時間

しかし、繁忙期など**臨時的に特別な事情がある場合**に限っては、**36協定に「特別条項」を儲けること**によって、この**限度時間を超えて残業を行わせる**ことができるとされており、現実には**限度時間以上の残業が可能**となっていました。

今回の労働基準法の改正においては、この特別条項の運用に関する規制強化が行われており、具体的には特別条項の項目に**限度時間を超えて働かせる一定の時間**

(1日を超え3ヶ月以内の期間、1年間)ごとに、割増賃金率を定めなければならないこととなりました。

例) 1ヶ月の時間外労働の場合

<現在>

- 時間外労働
- 割増賃金 25%

- 1ヶ月の時間外労働
～45時間
- 45時間超～
- 60時間超～

- 割増賃金 25%
- ◎労使で時間短縮・割増賃金率を引き上げ(努力義務)
- ◎割増賃金 50% (法的措置) (注)
- ◎引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能

(注) 60時間を超える時間外労働に対して割増賃金を50%とする部分については、中小企業に対して猶予措置を講ずる

今回の改正においては、この割増賃金率について法定割増賃金率である25%を超えるような率に定めること、そもそも限度時間を超えて働かせることが出来る時間数を短くすることが努力義務とされています。

来年の4月までに実質的な労働時間短縮に繋がるような取り組みを決めておきたいものです。

参考文献

- 税務通信 No.3081号 (2009.9/7付)、税務研究会「債権処理の実務」完全解説 より
- 名南経営株式会社 HP “My Komon” ニュースレター
「平成22年4月の労働基準法改正で強化される36協定の規制」 より

あとながき

下田です。さわやかな季節になりましたね。突然ですが、今月からヨガスクールが始まります。女性スタッフの間で「ヨガをしたいね～」と盛り上がり、アツという間に話がまとまって、先生にお越し頂き、出張ス



クールを開いてもらうことになったのです。週1回、終業後に1時間半の「のんびり ヨガクラス」。いつもは、セミナーやコンサート会場として使用している空檜がヨガスタジオになります。先生は、スタッフの松井さんがジャズダンスのレッスンを受けているジーナさん。とてもポジティブで魅力的な先生と聞いているので、お会いするのが楽しみです。先生のブログに「自分の内側に幸せを見つけていくヨガを続けると心も身体も変化を起こしていきます。自分の中に既にある答えに、長い人生の中でどれだけ『気づいて』いけるのか、味わい深い人生を過ごすための第一歩を一緒に踏み出しましょう。」と紹介があります。日頃の運動不足解消はもちろんのこと、これを機に私も幸せ探しを楽しみたいと思います。



森川です。秋と言えば、食欲の秋。最近のニュースによると、松茸が県北の販売所に並び始めたようです。松茸といえば、私も5年くらい前？に知り合いの方の山に友達と松茸を採りに行ったことがあります。昔は、松茸は広島では採れすぎて困るくらいだったようですが、今では、県北のまだ自然がいっぱいの山でも採るのはなかなか難しいようで、知り合いの方は私たちが山に入って松茸を採ることができなかつたらどうしよう・・・とおろおろされていたようです。(実は前日に山に見に行ってきたとか)当日、何も知らない私たちは、山に入り、宝探しと言わんばかりにがめつく探しに探しました！私は、そういうときの勘がとても鈍いので、全く見つけることはできなかつたのですが、友達はさすが！勝負運抜群の勘の鋭さで、松茸5～6本の集まり(松茸は土に埋もれているような感じで一所に生えるらしいです)を発見！私も一緒に掘り出しました。採ってすぐの松茸を使ったすき焼きはおいしかったです～！とっても良い思い出になりました☆ さて、今年の秋はどんな食欲の秋を楽しもうかしら・・・！

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

